

第26期 定時株主総会 招集ご通知



開催 日時

2024年3月22日（金曜日）
午前10時（アクセス可能時刻 午前9時30分頃）

開催 方法

場所の定めのない株主総会として開催いたします。
※完全オンラインにて開催するため、
会場はございません。
URL: <https://3983.ksoukai.jp>

決議 事項

第1号議案
剰余金の配当の件

第2号議案
定款一部変更の件

第3号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第4号議案
監査等委員である取締役3名選任の件

株 主 各 位

証券コード 3983

2024年 2月29日

(電子提供措置の開始日2024年 2月27日)

東京都目黒区目黒3丁目9番1号

株 式 会 社 オ ロ

代表取締役社長執行役員 川 田 篤

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、当社定款の定めに基づき、**場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）**といたします。本株主総会では、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、インターネット経由でご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第26期定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.oro.com/ja/ir/library/>

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト上で招集ご通知を閲覧される場合、上記URLにアクセス後、次の手順に従って操作をお願いいたします。

1. コード「3983」を入力・検索し、オロの「基本情報」ボタンを押下
2. 「縦覧書類 / PR情報」タブを押下
3. 「・[株主総会招集通知 / 株主総会資料]」の「情報を閲覧する場合はこちら」を押下

なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年3月21日（木曜日）午後6時30分**までに、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月22日（金曜日）午前10時

（アクセス可能時刻 午前9時30分頃）

※通信障害等の発生により本株主総会を開催できなかった場合には、予備日である2024年3月25日（月曜日）午前10時より、本株主総会を開催いたします。その場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.oro.com/ja/ir/>）でお知らせします。

2. 開催方法 **場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）**

※株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は4頁～8頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第26期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - ◎通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定できることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合は、2024年3月25日（月曜日）午前10時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトでお知らせしますので、4頁～8頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、書面により複数回議決権行使をされた場合又はインターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネット又は書面により議決権を事前行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会における議決権行使を確認できなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
 - ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁～8頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、本株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、当社コーポレートサイトにその結果を掲載いたします。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただくことができる会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただき、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 当日のご出席方法

(1) 開催日時

2024年3月22日（金曜日）午前10時

※午前9時30分頃からアクセス可能となる予定です。

※通信障害等の発生により本株主総会を開催できなかった場合には、予備日である2024年3月25日（月曜日）午前10時より、本株主総会を開催いたします。その場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.oro.com/ja/ir/>）でお知らせします

(2) アクセス方法

接続先： <https://3983.ksoukai.jp>



①上記のURLをご入力いただくか、右記の二次元コードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」を、必ずお手許にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2023年12月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主様につきましては、議決権行使書に記載の「郵便番号」と相違する場合がございますのでご注意ください。

③出席に必要な環境は以下のとおりです。

PC端末動作環境

	Windows	Mac
OS ^{※1}	Windows11 Windows10	macOS 最新版
ブラウザ ^{※2※3}	Microsoft Edge Mozilla Firefox Google Chrome	Safari

モバイル端末動作環境

	Android	iOS
OS	Android8以上	iphone : iOS12以上 iPad : iOS13以上
ブラウザ ^{*2}	Google Chrome	Safari

- ※1 Windows10については、デスクトップモードで動作確認しております。デスクトップモードをご利用ください。
- ※2 ブラウザのJavaScriptおよびCookie機能は有効にしてください。各ブラウザは、最新のアップデートが適用されていることを前提としております。
- ※3 Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorerモードでの利用はできません。

(3) 当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、画面の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力いただき、ご送信ください。
- ・お一人様につき1問まで、文字数は200文字までとさせていただきます。
- ・質疑応答の時間が限られていることや質問内容により、いただいたご質問の全てには回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。全ての質問に回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に回答させていただく予定です。その他の質問については、本株主総会終了後に当社ウェブサイトへ回答を掲載させていただく予定です。
- ・同様の質問等を繰り返し送信すること、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、本株主総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等については、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該質問等を採り上げないことや、採り上げる場合であっても送信されたテキストを省略又は要約する場合がありますので、予めご了承ください。これらの場合に加えて、株主の皆様との貴重な対話の場である本株主総会の趣旨に反する場合、本株主総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、質問であるか否かの判別ができないものは質問として採り上げない場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 動議の提出方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、画面の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容をご入力いただき、ご送信ください。
- ・1提案につき、文字数は300文字までとさせていただきます。
- ・同様の動議等を繰り返し送信すること、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、明らかに不適法な動議を送信すること、本株主総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む動議等については、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該動議等を採り上げないことや、採り上げる場合であっても送信されたテキストを省略又は要約する場合がありますので、予めご了承ください。これらの場合に加えて、株主の皆様との貴重な対話の場である本株主総会の趣旨に反する場合、本株主総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がありますので、予めご了承ください。

(5) 当日の議決権行使の方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、画面の「議決権行使」ボタンより賛否をご選択の上、送信ください。
- ・書面又はインターネットによる事前の議決権行使を行った株主様が当日出席された場合
 - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

2. 事前質問の受付

本株主総会に先立ち、株主の皆様から事前質問を受け付けます。いただいたご質問は本株主総会当日、回答させていただきます。

接続先： <https://3983.ksoukai.jp>



(1) 質問方法

- ・上記のURLをご入力いただくか、右記の二次元コードを読み込み、アクセスしてください。
- ・「1. (2) アクセス方法②」に従ってログインし、「事前質問を行う」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・お一人様につき2問まで、文字数は200文字までとさせていただきます。
- ・質疑応答の時間が限られていることや質問内容により、いただいたご質問の全てには回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。全ての質問に回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に回答させていただく予定です。その他の質問については、本株主総会終了後に当社ウェブサイトへ回答を掲載させていただく予定です。

(2) 受付期間

2024年2月29日（木曜日）午前0時から2024年3月11日（月曜日）午後11時59分まで

3. 代理人による出席方法

代理人による本株主総会の出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主様は、本株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<必要書類>

- ・代理の意思表示を記載した書面（委任状）
- ※委任する株主様のメールアドレスをご記載のうえ、押印（認印可）をお願いいたします。
- ・委任する株主様の議決権行使書の原本
 - ・委任された株主様の議決権行使書の原本

<提出先>

〒153-0063 東京都目黒区目黒3丁目9番1号
株式会社オロ コーポレート本部 株主総会担当者宛

<提出期限>

2024年3月14日（木曜日）午後6時30分必着

4. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

5. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

6. 問合せ先

- (1) 当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ

問合せ先：株式会社ブイキューブ

TEL：03-6833-6896

(受付日時：2024年3月22日（金曜日）午前9時から株主総会終了まで)

- (2) ID、パスワードに関する問合せ

問合せ先：株式会社オロ

TEL：03-5724-7001

(受付期間：2024年2月29日（木曜日）午前9時30分から2024年3月22日（金曜日）株主総会終了まで
土日祝日及び当社指定の休日を除きます。)

※お問合せの際は、株主総会のID、パスワードに関する問合せである旨をお申し付けください。

7. その他注意事項

- ・本株主総会にご出席いただく際の通信料等は、株主様のご負担となります。
- ・視聴される株主様の通信環境等の影響により、株主総会ライブ配信の映像や音声の乱れ、遅延、一時的に中断又は一時停止等の障害が発生する可能性があります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公表、SNSなどへの投稿、上映、転載、複製、録画、録音及びログインの方法又はログインに必要な情報を公表し又は第三者に伝えることは禁止とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、企業価値を継続的に拡大し株主の皆様へ利益還元を行うことを重視しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき30円 総額483,785,130円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年3月26日 (火)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を推進し、各機能を強化するため、また、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるため、執行役員制度の導入により取締役会の最適化を図っております。会社法第399条の13第6項に基づく、取締役会の決議による執行役員の選解任の決定の全部又は一部の取締役への委任に関する規定を追加するものであります。

その他、上記変更に伴う項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第5章 執行役員 (執行役員) 第31条 (条文省略)	第5章 執行役員 (執行役員) 第31条 (現行どおり)
(新設)	<u>2. 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって執行役員の選任又は解任の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
<u>2.</u> (条文省略)	<u>3.</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

かわ た
川田

あつし
篤

(1973年9月8日生)

再任

■所有する当社の株式の数 6,228,623株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	有限会社オロ（現 株式会社オロ）設立 代表取締役社長	2018年6月	ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役
2010年1月	欧楽科技（大連）有限公司 董事長	2018年7月	oRo Digital Asia Sdn. Bhd. Director
2012年12月	oRo Vietnam Co., Ltd. 会長	2020年5月	株式会社日宣 社外取締役（現任）
2013年12月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director	2023年3月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
2014年7月	oRo (Thailand) Co., Ltd. Director		
2016年1月	台灣奧樂股分有限公司 董事		(重要な兼職の状況)
2016年5月	大連奧樂廣告有限公司 董事長		株式会社日宣 社外取締役
2018年2月	欧楽科技（大連）有限公司 董事		
2018年2月	大連奧樂廣告有限公司 董事		
2018年2月	台灣奧樂股分有限公司 董事		
2018年4月	当社国際事業本部長		

■取締役候補者とした理由

川田篤氏は、1999年の当社設立以来、長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループの発展を牽引してきました。当社グループ経営全般に関する経験、知見等は、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	有限会社オロ (現 株式会社オロ) 設立 取締役	2021年3月	株式会社oRo code MOC 取締役 (現任)
2009年4月	当社管理本部長	2023年3月	oRo (Thailand) Co., Ltd. Director (現任)
2009年6月	当社専務取締役	2023年3月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director (現任)
2010年1月	欧楽科技 (大連) 有限公司 董事	2023年3月	当社取締役専務執行役員 (現任)
2013年1月	oRo Vietnam Co., Ltd. General Director		
2013年12月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director		(重要な兼職の状況) 株式会社オロ宮崎 取締役
2015年1月	当社管理本部長 (現 コーポレート本部長) (現任)		株式会社oRo code MOC 取締役 oRo (Thailand) Co., Ltd. Director
2021年3月	株式会社オロ宮崎 取締役 (現任)		oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director

■取締役候補者とした理由

日野靖久氏は、1999年の当社設立以来、長年にわたり管理業務を中心にグループ経営を統括し、当社グループの発展を牽引してきました。当社グループ経営並びに管理業務の経験、知見等は、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

(第3号議案に関する注記)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為 (不作為を含みます。) に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 まえ だ よう いち
前田 洋一 (1956年10月18日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 三井物産株式会社入社
1991年 3月 ベネルックス三井物産株式会社
ブリュッセル本店情報・機械部GM
2001年 4月 三井物産株式会社エレクトロニクス事業本部
半導体事業部室長
2005年12月 同社情報産業本部戦略企画室長
2007年 4月 同社情報産業本部情報業務部長
2007年 7月 同社情報産業本部エレクトロニクス事業部長
2011年 3月 同社内部監査部検査役
2017年 6月 三井物産アイ・ファッション株式会社 (現
MNインターファッション株式会社)
常勤監査役
2021年 7月 三井物産株式会社内部監査部 特任検査役
2022年 3月 当社社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)
2022年 3月 欧楽科技 (大連) 有限公司 監事 (現任)

2022年 3月 oRo Vietnam Co., Ltd.
Controller (現任)
2022年 3月 台湾奥楽股分有限公司 監察人 (現任)
2022年 3月 大連奥楽広告有限公司 監事 (現任)
2022年 3月 株式会社オロ宮崎 監査役 (現任)
2022年 3月 株式会社oRo code MOC 監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社オロ宮崎 監査役
株式会社oRo code MOC 監査役
欧楽科技 (大連) 有限公司 監事
oRo Vietnam Co., Ltd. Controller
台湾奥楽股分有限公司 監察人
大連奥楽広告有限公司 監事

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田洋一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、これまでの経験や知見等をもとに、業務執行者から独立した客観的な立場で当社を適切に監査していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いま むら
今村

ゆ き
由幾

(1976年1月18日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 株式会社マッキンゼーエリクソン入社
2008年12月 弁護士登録
2009年1月 TMI総合法律事務所入所
2021年1月 同事務所カウンセラー(現任)
2022年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2022年8月 イーソリューションズ株式会社
監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

TMI総合法律事務所 カウンセラー

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今村由幾氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士であり、広告に関する実務及び法律の専門的な知識・経験等を有しており、業務執行者から独立した客観的な立場からその専門性を当社の監査に反映いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たの うえ
田上

さ おり
沙織

(1983年6月24日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年12月 新日本監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人) 入所
2013年1月 税理士法人福島会計
(現税理士法人FLAIR) 入所
2013年4月 公認会計士登録
2021年10月 株式会社クラダシ 監査役
2022年10月 株式会社クラダシ 常勤監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社クラダシ 常勤監査役

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田上沙織氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士であり、財務及び会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、これまでの経験や知見等をもとに、業務執行者から独立した客観的な立場で当社を適切に監査していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(第4号議案に関する注記)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 前田洋一、今村由幾及び田上沙織の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 前田洋一及び今村由幾の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての就任期間は本株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 前田洋一氏 2年
今村由幾氏 2年
4. 当社は、前田洋一及び今村由幾の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、田上沙織氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は前田洋一及び今村由幾の両氏との間で監査等委員である取締役として会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、田上沙織氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しております。
7. 今村由幾氏の戸籍上の氏名は、山内由幾であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

当社は、世界に誇れる物を創造し、より多くの人々により多くの「幸せ・喜び」を提供する企業となることを経営理念に掲げております。経営理念の実現を目的として、当社グループの長期的で持続可能な成長を見込み、取締役会の構成は、知識・経験・能力のバランス、多様性を確保し、取締役会の実効性を発揮するために必要な規模に配慮した構成とすることとし、備えるべきスキルを経営課題や経営戦略に照らして次のとおり定義しております。

<各スキルの定義>

企業経営	企業での経営者（取締役等）としての経験
事業戦略・マーケティング	IT業界やDXに関する専門性・事業部門での責任者としての経験
テクノロジー	IT業界やDXに関する技術研究・開発部門での責任者としての経験/IT業界やDXに関する相当程度の知見
グローバルビジネス	海外事業部門での責任者としての経験/海外現地法人代表の経験/海外事業展開に関する相当程度の知見
ESG・サステナビリティ	環境、社会貢献、人材育成、ガバナンスなどに関する相当程度の知見
財務・会計・投資	財務・経理・投資管理の関連の責任者としての経験/ 公認会計士・税理士等、財務及び会計に関する相当程度の知見
法務・リスクマネジメント	法務、内部監査の責任者としての経験/弁護士等、法律に関する相当程度の知見

招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役のスキルは次のとおりとなります。

	企業経営	事業戦略・ マーケティング	テクノロジー	グローバル ビジネス	ESG・ サステナビリティ	財務・ 会計・投資	法務・ リスク マネジメント
川田 篤	○	○	○		○		
日野 靖久	○			○	○	○	○
前田 洋一	○	○		○			○
今村 由幾					○		○
田上 沙織					○	○	○

以上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年1月1日～2023年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類」に引き下げられた前後から経済活動の正常化が進み、サービス需要やインバウンド需要が高まるなど、緩やかな景気回復がみられました。一方、地政学的リスクの長期化に伴う物価上昇、供給面での制約や金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

国内の情報サービス業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にリモートワークを前提とした新しい働き方への移行が進んだことで、企業向けのシステムにおけるクラウドサービスの需要が継続的に高まっております。また、企業のデジタル化（DX）の流れに伴い、生産性向上、及び業務効率化に対して高いコストパフォーマンスと利便性を備えた情報システムが求められております。

インターネット業界においては、大手企業を中心として既存のビジネスモデルや業界構造を変化させてきたDXの流れが根強くありながら、広告市場ではメディアのデジタルシフトだけでなく、従来のレガシーメディアを取り入れた複合的な顧客へのアプローチがみられております。

このような市場環境の中、当社グループは製販一体体制を継続し、クラウドサービス・デジタルソリューションの提供を行ってきました。クラウドソリューション事業の主力製品であるクラウドERP「ZAC」及び「Reforma PSA」は、プロジェクト管理を必要としている企業を軸とした業界・業種に幅広く求められ安定的に伸長し、業績に寄与いたしました。デジタルトランスフォーメーション事業においてはデータ分析に基づくウェブ広告の戦略策定・運用・効果検証、ウェブサイトやデジタルコンテンツの制作、アプリケーションの企画・制作、SNS活用の戦略立案・運用支援など、デジタルを基軸に顧客のビジネスを全方位から支援するさまざまなソリューションを提供してまいりました。そして持続的な企業価値の向上を実現すべく、各事業において新規顧客の開拓、重点顧客の深掘活動、マーケティング活動への投資、採用強化にも取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益7,033,155千円（前年同期比13.2%増）、営業利益2,547,337千円（同11.4%増）、税引前利益2,602,772千円（同10.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,836,415千円（同13.1%増）となりました。

事業セグメント別の売上収益

事業別	売上収益
クラウドソリューション事業	4,299,876 千円
デジタルトランスフォーメーション事業	2,733,279 千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は128,369千円であり、その主なものは次のとおりであります。

クラウドソリューション事業	42,422千円
事業用サーバー等機器	
クラウドソリューション事業	33,712千円
ZAC新機能開発費用	

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(IFRS)

区 分	2021年12月期 第24期	2022年12月期 第25期	2023年12月期 (当連結会計年度) 第26期
売 上 収 益	5,530,898 千円	6,210,714 千円	7,033,155 千円
営 業 利 益	2,027,962 千円	2,286,563 千円	2,547,337 千円
税 引 前 利 益	2,032,404 千円	2,352,477 千円	2,602,772 千円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,424,038 千円	1,623,552 千円	1,836,415 千円
基本的1株当たり当期利益	87.96 円	100.75 円	113.90 円
総 資 産	9,347,841 千円	11,045,755 千円	12,373,522 千円
親会社の所有者に帰属する持分	5,908,847 千円	7,331,089 千円	8,884,053 千円
1株当たり親会社所有者帰属持分	366.76 円	454.86 円	550.91 円

(日本基準)

区 分	2020年12月期 第23期	2021年12月期 第24期
売 上 高	5,240,816 千円	5,762,070 千円
経 常 利 益	1,713,121 千円	2,132,046 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,182,080 千円	1,490,724 千円
1 株当たり当期純利益	71.19 円	92.08 円
総 資 産	8,608,368 千円	8,357,570 千円
純 資 産	7,216,818 千円	6,859,908 千円
1 株当たり純資産額	434.59 円	425.79 円

(注) 1. 2022年度から、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS適用して連結計算書類を作成しております。また、2021年度数値についても、IFRSに準拠して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年12月期 第23期	2021年12月期 第24期	2022年12月期 第25期	2023年12月期 (当期) 第26期
売 上 高	5,022,955 千円	5,507,254 千円	5,903,146 千円	6,708,823 千円
経 常 利 益	1,707,124 千円	2,081,456 千円	2,243,992 千円	2,732,954 千円
当 期 純 利 益	1,198,616 千円	1,441,383 千円	1,583,086 千円	1,970,363 千円
1 株当たり当期純利益	72.19 円	89.03 円	98.24 円	122.20 円
総 資 産	8,109,081 千円	7,789,659 千円	9,967,821 千円	11,479,520 千円
純 資 産	6,881,003 千円	6,432,304 千円	6,851,391 千円	8,517,906 千円
1 株当たり純資産額	414.37 円	399.25 円	425.10 円	528.20 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループが展開するクラウドソリューション事業及びデジタルトランスフォーメーション事業は、ともに情報サービス産業に属しております。この事業領域では、技術の進化、顧客ニーズの変化、人材の獲得競争が続いています。

こうした環境の中、当社グループの発展においては、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要です。

クラウドソリューション事業においては、国内の成長産業におけるシェア拡大に向けて、製品・サービス及び営業体制の強化が必要と考えております。また、ERP市場では主要企業がグローバルに活動を行っており、当社グループが中長期で更なる成長を遂げるためには、グローバルな事業運営が必要です。

デジタルトランスフォーメーション事業においては、事業機会を捉えるために、技術面・サービス面での一層の差別化が求められます。また、顧客の海外展開に対応し、当社グループのグローバルな営業体制を強化することは、海外市場の開拓による大きな成長機会を期待するためにも重要と考えております。

当社グループは、このような課題認識に基づき、経営理念及び中長期にわたる持続的な成長に向けて、以下の経営戦略を実行してまいります。

当社グループにおいては、継続的な成長の原資である人材が最も重要な経営資源であり、持続的な成長を実現するための重要課題（マテリアリティ）と認識しています。人的基盤の強化に向けて、ダイバーシティの推進、多様なキャリアパス・働き方を受け容れる環境の整備、採用・教育・育成の強化、就業環境の向上等の各種施策を進めてまいります。

クラウドソリューション事業においては、主力製品であるクラウドERP「ZAC」の特徴であるSaaS型モデルの強みを活かすために、技術的な領域における研究を今まで以上に進めてまいります。営業面では成長産業へのシェアを増加させるべく、営業・マーケティング活動の幅を広げながら、並行してパートナー企業との連携を強化し、新規契約獲得社数の増加を目指してまいります。加えて、既存顧客に対する支援体制を強化することで、既存顧客の製品利活用度を高め、製品の利用範囲拡大を促進いたします。

中長期での成長の実現に向けては、2026年の海外進出に向けた研究開発体制の強化に努め、多言語・多通貨対応等を推進いたします。さらに、大企業での利用に向けたシステム構成の見直しや新たな機能の提供に取り組んでまいります。

デジタルトランスフォーメーション事業においては、クライアント企業のマーケティング戦略を具体的な施策に落とし込み、着実に実行できる仕組みと体制を構築する「エグゼキューションカンパニー」として業界で認知されることを目指し、営業・マーケティング戦略の強化を通じて、案件数の向上を図ります。また、引き続き大手広告代理店や協会会社との連携を強化し、案件の受注増加を目指してまいります。

技術的優位性の強化に向けては、技術及び法規制の最新動向をキャッチアップし、効果的に事業へ反映してま

います。

加えて、海外市場における機会を取り込むべく、海外連結子会社の営業体制及びガバナンスの強化、グローバルパートナーの開拓等を通じて、リスクを低減しながらも海外への展開を積極的に進めてまいります。

(7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、ITを活用して企業の経営に関わる課題解決のソリューション提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

① クラウドソリューション事業

統合基幹業務システム「ZAC」及び「Reforma PSA」の開発・販売を中心としたサービスを提供しております。

② デジタルトランスフォーメーション事業

ウェブやインターネット広告の制作・構築・運用・分析など、デジタルを基軸として企業や自治体のマーケティング活動をワンストップで支援しております。

(8) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都 目黒区
西日本支社	大阪府 大阪市
北海道支社	北海道 札幌市
福岡支社	福岡県 福岡市

② 子会社

国内

名 称	所 在 地
株式会社オロ宮崎	宮崎県 宮崎市
株式会社oRo code MOC	新潟県 新潟市

海外

名 称	所 在 地
欧楽科技（大連）有限公司	中華人民共和国
oRo Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
oRo Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
oRo (Thailand) Co., Ltd.	タイ
台灣奧樂股分有限公司	台湾
大連奧樂廣告有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
507 名	42 名増

(注) 従業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）には、委任型執行役員、契約社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
288 名	24 名増	33.7 歳	5.7 年

(注) 従業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）には、委任型執行役員、契約社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
欧楽科技（大連）有限公司	70,000 USドル	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業
oRo Vietnam Co., Ltd.	100,000 USドル	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
oRo Malaysia Sdn. Bhd.	1,000,000 マレーシアリングgit	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
oRo (Thailand) Co., Ltd.	4,000,000 タイバーツ	49.0% [41.0]	デジタルトランスフォーメーション事業
台灣奧樂股分有限公司	5,000,000 台湾ドル	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
大連奧樂廣告有限公司	1,000,000 人民元	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
株式会社オロ宮崎	10,000,000 円	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業
株式会社oRo code MOC	10,000,000 円	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業

- (注) 1. 当社の出資比率の [] は、同意している者の所有割合で外数となっております。
2. 大連奧樂廣告有限公司は、欧楽科技（大連）有限公司を通じての間接所有となっております。
3. 上記の他、子会社が1社ありますが、重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,156,453株（自己株式30,282株を含む。）
- (3) 株主数 7,194名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
川田 篤	6,228,623 株	38.62 %
日野 靖久	2,909,977	18.05
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	615,400	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	550,300	3.41
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-PACIFIC POOL	479,400	2.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	333,357	2.07
THE BANK OF NEW YORK 133652	296,000	1.84
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	265,300	1.65
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	210,800	1.31
オロ従業員持株会	190,900	1.18

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	6,581株	2名
社外取締役（監査等委員を除く。）	一株	一名
取締役（監査等委員）	一株	一名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川田 篤	代表取締役社長執行役員	株式会社日宣 社外取締役
日野 靖久	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	株式会社オロ宮崎 取締役 株式会社oRo code MOC 取締役 oRo Malaysia Sdn.Bhd. Director oRo (Thailand) Co., Ltd. Director
前田 洋一	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社オロ宮崎 監査役 株式会社oRo code MOC 監査役 欧楽科技(大連)有限公司 監事 oRo Vietnam Co., Ltd. Controller 台灣奧樂股分有限公司 監察人 大連奧樂廣告有限公司 監事
鈴木 誠一	取締役 (監査等委員)	
廣岡 穰	取締役 (監査等委員)	廣岡公認会計士事務所 所長 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社Veritas In Silico 監査役
今村 由幾	取締役 (監査等委員)	TMI総合法律事務所 カウンセル

- (注) 1. 取締役前田洋一氏、鈴木誠一氏、廣岡穰氏及び今村由幾氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び内部監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
3. 当社は取締役前田洋一氏、鈴木誠一氏、廣岡穰氏及び今村由幾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員廣岡穰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 今村由幾氏の戸籍上の氏名は、山内由幾であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び会社法上の子会社における全ての取締役、監査役、執行役員等であ

り、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)			計 (千円)	摘要
		固定報酬	業績連動 報酬	株式報酬		
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5 (1)	54,338 (1,350)	29,325 (-)	13,996 (-)	97,660 (1,350)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	32,580 (32,580)	-	-	32,580 (32,580)	
計	9	86,918	29,325	13,996	130,240	

(注) 上記の取締役（監査等委員を除く。）の支給人数には、2023年3月24日開催の第25期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

② 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。当該取締役会の決議に際しては、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進し、持続的成長に不可欠な人材の確保が可能であること、当社が重視する経営指標に基づき、その職務・業績への貢献及び経営状況に見合うものであり、同業他社とのバランスを考慮した水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等は、「固定報酬」に加えて、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、「業績連動報酬」、「株式報酬」により構成しております。

固定報酬は、金銭にて支給するものであり、役位別に定められた報酬額を支給しております。

業績連動報酬は、短期インセンティブとして金銭にて支給するものであり、前事業年度における連結営業利益に役位別に定められた割合を乗じた額を支給しております。

株式報酬は、中長期インセンティブとして譲渡制限付株式を付与するものであり、取締役会決議に基づき、株主総会で承認を得た譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額の範囲内で対象取締役に対し役位別に定められた額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことで、当社の普通株式の発行又は処分を受けております。

支給割合は、代表取締役社長執行役員で概ね固定報酬5割、業績連動報酬3割及び株式報酬2割を目安とし、上位役位ほど業績連動性の高い体系としております。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額については、指名報酬委員会の答申を得たうえで取

締役会での決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会が本決定方針との整合性を含む検討のうえ答申を行い、取締役会において当該答申を尊重して決定しているため、当該方針に沿っているものと判断しております。

業績連動報酬に係る指標は、当社が重視する経営指標である連結営業利益となっております。2023年度の業績連動報酬の算定に用いた2022年度の連結営業利益は2,286百万円となっております。

なお、取締役（監査等委員）の報酬等は、客観的立場より取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行を監査する立場にあることを考慮して「固定報酬」のみで構成しております。

取締役（監査等委員）の報酬等は、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

③ 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額35百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名です。

2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、取締役の報酬限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、年15,000株以内）とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は4名です。なお、2023年3月24日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時の取扱い及び譲渡制限の解除について改定を決議しております。当該株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は2名です。

2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、海外赴任をする取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、借上げ社宅を提供するとともに、海外赴任により生ずる子女の教育費の追加費用を金銭に非ざる報酬額としております。この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、取締役一人当たり月額500千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）廣岡穰氏は、廣岡公認会計士事務所の所長、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社Veritas In Silicoの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）今村由幾氏は、TMI総合法律事務所のカウンセルであります。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員） 前田 洋一	15回	100%	14回	100%
取締役（監査等委員） 鈴木 誠一	15回	100%	14回	100%
取締役（監査等委員） 廣岡 穰	15回	100%	14回	100%
取締役（監査等委員） 今村 由幾	15回	100%	14回	100%

(b) 取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役（監査等委員）前田洋一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会において独立した客観的な立場から適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員として監査状況を報告するとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、上記以外に任意の指名報酬委員会に委員長として参加し、期待される役割を果たしております。
- ・取締役（監査等委員）鈴木誠一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会において独立した客観的な立場から適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、上記以外に任意の指名報酬委員会に参加し、期待される役割を果たしております。
- ・取締役（監査等委員）廣岡穰氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において独立した客観的な立場で適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ・取締役（監査等委員）今村由幾氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において独立した客観的

な立場で適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 46,350千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46,350千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかの項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難と認められる場合、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

なお、当社は2023年3月24日付で執行役員制度を導入したことから、内部統制システムに関する基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりです。

① 経営理念

- ・「社員全員が世界に誇れる物（組織・製品・サービス）を創造し、より多くの人々（同僚・家族・取引先・株主・社会）に対してより多くの「幸せ・喜び」を提供する企業となる。そのための努力を通じて社員全員の自己実現を達成する。」

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業倫理規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- ・取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動指針」を定める。
- ・法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。また、内部通報の窓口は内部通報の状況を速やかに監査等委員会に報告する。
- ・取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ・監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員会監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査する。
- ・内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- ・コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び使用人を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ・取締役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
 - ・リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長執行役員の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ・「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - ・取締役の監督機能と業務執行機能の分離を促進して分担を明確化し、それぞれの機能の強化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は執行役員を選任し、執行役員は担当業務を執行し、代表取締役社長執行役員は執行役員の職務を監督する。
 - ・経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、オログループ（企業集団）における人材方針やコンプライアンス方針などの理念体系である「oRo Group Policy」を作成し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
 - ・子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
 - ・「関係会社管理規程」に定める主管責任者は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長執行役員、取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
 - ・監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて子会社に赴き業務の執行状況を監査する。
 - ・当社は、必要に応じて、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役として派遣し、当該取締役又は使用人を通じて、子会社の取締役の職務執行を監督する。
 - ・当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人からも直接利用できる内部通報制度を構築し、法令・定款そ

の他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- ・ 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員会で協議する。
 - ・ 監査等委員会補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会補助使用人の任命、異動、評価、解任等については監査等委員会と事前協議し、同意を得るものとする。
 - ・ 監査等委員会補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - ア 監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席し、報告を求める権限を有する。
 - イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、定期的に監査等委員会へ内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は、内部監査の計画及び結果を定期的に報告する。
 - ウ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社の監査等委員会の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社の監査等委員会へ報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長執行役員や取締役（監査等委員である取締役を除く。）等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長執行役員との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
- ・ 監査等委員会と内部監査室は、緊密な連携のうえ、監査計画を作成する。また監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を指示することができる。内部監査室は、監査等委員会の指示による職務に際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、代表取締役社長執行役員の指揮命令は受けないものとする。
- ・ 内部監査室の人員の任命、異動、評価、解任等については、監査等委員会と事前協議し、同意を得るものとする。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ・ 取締役会は、月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法定事項並びに経営及び業務執行に関する重要事項の審議、決議及び報告を行っております。また、当社の取締役会では、過半数を占める社外取締役の視点も踏まえた取締役の業務執行の監督を実施しております。
- ・ 経営戦略会議は、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員及び常勤監査等委員である取締役の計8名で構成され、月1回開催し、経営の基本方針及び重要な施策に関する事項、取締役会に提出する議案に関する事項等経営課題の審議・決定を行っております。
- ・ 週次報告会議は、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員、常勤監査等委員である取締役及び一定以上のグループ会社役員4名の計12名で構成され、週1回開催し、権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況等その他業務上の報告を行い情報の共有を図っております。

- ・リスクマネジメント委員会は、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、常勤監査等委員及び法務部門従業員1名の計6名で構成され、定期的に開催し、当社のリスク分析、リスク対応、その他リスク管理上の報告を行い、情報共有を行っております。
- ・監査等委員会は、月1回の定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い行った監査内容の報告及び必要となる審議、決議を行っております。また、監査等委員会は、社内の重要な会議への出席や選定監査等委員による業務及び財産の状況の調査等を通じた監査のほか、内部監査室等モニタリング機能を果たす部門から報告を受けることで、内部統制システムを活用した組織的な監査を行っております。
- ・内部監査室は、専任の1名により構成され、当社グループの組織や制度及び業務が、経営方針並びに法令及び諸規程に準拠し、効率的な運営となっているかを検証、評価、助言を行っております。これにより、法令違反、不正、誤謬の防止、正確な情報提供、財産の保全、業務活動の改善に努めております。
- ・当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、独立社外取締役及び取締役の計3名で構成され、取締役候補者の指名、後継者計画及び取締役の報酬等の公正・妥当性について、審議を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,920,664	流動負債	3,143,227
現金及び現金同等物	8,707,486	営業債務及びその他の債務	455,382
営業債権及びその他の債権	998,173	契約負債	1,759,116
契約資産	447,407	リース負債	195,412
その他の金融資産	641,152	未払法人所得税等	229,569
その他の流動資産	126,445	引当金	27,639
		その他の流動負債	476,106
非流動資産	1,452,857	非流動負債	346,014
有形固定資産	731,017	リース負債	220,118
無形資産	83,338	引当金	125,895
その他の金融資産	111,251		
繰延税金資産	488,796	負債合計	3,489,241
その他の非流動資産	38,452	(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	8,884,053
		資本金	1,193,528
		資本剰余金	1,095,202
		自己株式	△112,862
		利益剰余金	6,620,867
		その他の資本の構成要素	87,318
		非支配持分	227
		資本合計	8,884,280
資産合計	12,373,522	負債・資本合計	12,373,522

連結損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金額
売上収益	7,033,155
売上原価	2,358,468
売上総利益	4,674,687
販売費及び一般管理費	2,081,276
研究開発費	45,925
その他の収益	49,614
その他の費用	49,762
営業利益	2,547,337
金融収益	62,627
金融費用	7,193
税引前利益	2,602,772
法人所得税費用	772,882
当期利益	1,829,889
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,836,415
非支配持分	△6,525
当期利益	1,829,889

連結持分変動計算書
(2023年1月1日から2023年12月31日まで)
(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2023年1月1日残高	1,193,528	1,095,202	△141,788	5,117,976
当期利益				1,836,415
その他の包括利益				
当期包括利益	—	—	—	1,836,415
譲渡制限付株式に基づく報酬取引 配当金			28,925	△11,181
				△322,343
所有者との取引額合計	—	—	28,925	△333,524
2023年12月31日残高	1,193,528	1,095,202	△112,862	6,620,867

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	在外営業活動 体の換算差額	合計			
2023年1月1日残高	66,170	66,170	7,331,089	6,347	7,337,436
当期利益			1,836,415	△6,525	1,829,889
その他の包括利益	21,147	21,147	21,147	405	21,553
当期包括利益	21,147	21,147	1,857,563	△6,120	1,851,443
譲渡制限付株式に基づく報酬取引 配当金			17,744		17,744
			△322,343		△322,343
所有者との取引額合計	—	—	△304,598	—	△304,598
2023年12月31日残高	87,318	87,318	8,884,053	227	8,884,280

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	欧楽科技（大連）有限公司 oRo Vietnam Co., Ltd. oRo Malaysia Sdn. Bhd. oRo (Thailand) Co., Ltd. 台灣奧樂股分有限公司 大連奧樂廣告有限公司 株式会社オロ宮崎 oRo Digital Asia Pte. Ltd. 株式会社oRo code MOC

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であり、連結決算日と同一となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について契約の当事者となった取引日で当初認識し、償却原価で測定する金融資産、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

重大な金融要素を含まない営業債権を除いて、全ての金融資産は、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

なお、営業債権について重要な金融要素を含んでいない場合には、取引価格で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による総額の帳簿価額から減損損失累計額を控除した金額で認識しています。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式などの資本性金融商品の公正価値の事後的な変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融商品を処分した場合は、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金については、「金融収益」に含めて純損益として認識しております。

(iii) 金融資産等の減損

償却原価で測定する金融資産及び契約資産の予想信用損失について、損失評価引当金を認識しております。

損失評価引当金は、期末日ごとに測定する金融資産に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大しているかどうかの評価に基づき測定しております。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大したと判断した場合、金融資産の予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定します。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大していないと判断した場合、期末日後12か月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定します。ただし、営業債権及び契約資産については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定しております。

予想信用損失の金額は、当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローの総額と、当社グループが受け取ると見積られる将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定し、純損益として認識しております。その後の期間において損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金の戻入れを純損益として認識しております。

金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、又は当社グループが金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転している場合において、金融資産の認識を中止しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3－18年
- ・工具、器具及び備品 3－10年
- ・使用権資産 1－7年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② 無形資産

原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3-5年
- ・商標権 10年
- ・特許権 8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

研究活動に関する支出については、発生時に純損益に認識しています。開発活動に関する支出については、資産の認識要件を全て満たすものに関して、資産の認識要件を満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定し、連結財政状態計算書に計上しています。

③ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に借手に発生した当初直接コストを調整した取得原価で測定しております。使用权資産及びリース負債の測定に際しては、実務上の便法を適用し、リース要素とこれに関連する非リース要素は区別せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。

当初認識後、使用权資産はリース期間にわたって定額法で減価償却を行っております。使用权資産のリース期間は、リースの解約不能期間と延長オプション等を加味して見積っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

当社グループは、連結財政状態計算書において、使用权資産を「有形固定資産」に含めて表示しております。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及びIT機器のリースを含む少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(3) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい

方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。

過年度に認識された減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入れを行います。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは「金融費用」として認識しております。

当社グループは引当金として、主に受注損失引当金、製品保証引当金、資産除去債務、株主優待引当金を認識しています。

① 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、報告期間の末日現在で将来の損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額を信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる損失額を認識しております。

② 製品保証引当金

ソフトウェアに係る一定期間の製品保証の費用に備えるため、報告期間の末日現在で将来の費用の発生が見込まれ、かつ、当該費用を信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる費用額を認識しております。

③ 資産除去債務

当社グループが使用する建物の賃貸借契約に付随する原状回復義務等、通常の使用に供する有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務を有する場合には、主に過去の実績等に基づき算出した将来支出の見積額に基づき資産除去債務を認識しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、株主優待制度に基づき、将来見込まれる額のうち報告期間

の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

当社グループでは、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

サービスの種類ごとの履行義務及び収益認識の方法については（収益に関する注記）1. 収益の分解に記載しております。

② 収益の表示方法

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としております。

当社グループが本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定に当たっては、次の指標を考慮しております。

- ・顧客に対する物品若しくは役務の提供又は注文の履行について、第一義的な責任を有しているか
- ・顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に在庫リスクを負っているか
- ・直接的又は間接的に価格を決定する権利を有しているか

当社グループが取引の当事者であると判断した場合には、収益を総額で、代理人であると判断した場合には、収益を純額で表示しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てて表示しております。

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については、期末日の為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の収益及び費用については、為替レートが著しく変動している場合を除き、その期間の平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累積額は、非支配持分に配分している部分を除き、その他の資本の構成要素として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

在外営業活動体の一部または全てを処分し、支配、重要な影響力または共同支配を喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する為替換算差額の累計金額を純損益として認識します。

(会計方針の変更)

当社グループが、当連結会計年度より適用している主な基準書は、以下のとおりです。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第12号	法人所得税	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化

上記基準書の適用による連結計算書類への重要な影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(クラウドERPの買取型契約の使用許諾料に係る売上収益の配分期間の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

クラウドERPの買取型契約のソフトウェアライセンス料に係る売上収益 801,146千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

クラウドERP ZACは、ソフトウェアライセンス、ソフトウェア保守、システム環境のサービスを組み合わせることで顧客がシステム利用の便益を享受できるものであるため、単一の履行義務であります。ソフトウェアライセンスのうち買取型契約では、ソフトウェアライセンス料を契約当初に一括して受け取りますが、会計上はそれを顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間にわたって収益として認識することになります。具体的には、買取型契約の料金がSaaS型契約の月額料金の約30か月分に相当することに着目し、当該期間にわたり配分し、収益を認識します。

顧客と締結する使用許諾契約書上、契約期間は定められていないため、顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間は、平均的な顧客の利用期間よりも短いことがあり、経営者の判断を伴う会計上の見積りであります。顧客のニーズの変化や料金体系の変更等により当該期間の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、当連結会計年度中にZACソフトウェアライセンスの買取型契約を廃止しているため、当該見積りに関する重要性は翌期以降低減する見込みであります。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における総原価の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗度に基づき収益を認識した金額 764,405千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

クラウドERP ZACの導入支援・カスタマイズ及びWEBサイト構築・リニューアル及び受託開発は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しております。この進捗度の測定は、見積総原価に対する発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しております。

これらの収益認識については、総原価の見積りに依存しており、業務の進捗状況、過去の業務実績等を踏まえてこれを適時適切に見積もっておりますが、見積総原価の算出にあたって用いられる業務に係る作業工数、外注価格等是不確実性があるため、業務内容の変更や追加業務の発生等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権 135千円

その他の非流動資産 915千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,142,928千円

(3) 偶発債務

(訴訟等)

当社は、元従業員より、就業当時（2012年以前）における労働契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償に関して、2022年6月に千葉地方裁判所において訴訟の提起を受け係争中でしたが、2023年7月18日に係争を解決することに合意しました。解決に伴う和解金45,000千円は、当連結会計年度の連結損益計算書のその他の費用に計上しております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,156,453株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び数

普通株式 30,282株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	322,343	20.00	2022年12月31日	2023年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	483,785	30.00	2023年12月31日	2024年3月26日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等で運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨預金は、為替の変動リスクにさらされております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

営業債権については取引先ごとに期日及び残高を管理しており、財務状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

なお、信用リスクのエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものではありません。

当社グループでは、営業債権をはじめとする金融資産及び契約資産について、信用リスクの著しい増加の有無等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し損失評価引当金を認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、取引先の経営成績、期日経過情報、将来予測等を考慮して判断しております。信用減損した金融資産及び信用リスクが著しく増加した金融資産は、個別に信用損失を測定しております。それ以外の金融資産については、取引の性質や過去の延滞実績等を考慮してグルーピングし、集合的に信用損失を測定しております。当社グループでは以下の場合に金融資産が信用減損したと判断しております。

- ・債務者の重大な財政的困難
- ・債務者の財政上の困難に関連した譲歩の付与
- ・債務者の破産等

営業債権及び契約資産については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しております。営業債権以外の金融資産については、12か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しておりますが、信用リスクが著しく増加している場合は、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しております。

なお、当社グループが金融資産の全体又は一部を回収するという合理的な予想を有していない場合は債務不履行とみなしており、帳簿価額を直接減額しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融資産の公正価値と帳簿価額は、以下のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産		
敷金及び保証金	110,976	110,611
合計	110,976	110,611

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間末日で発生したものと認識しております。

(1) 償却原価で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、償却原価で測定する金融資産の内訳は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表に含めておりません。

	(単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融商品				
償却原価で測定する金融資産				
敷金及び保証金	-	110,611	-	110,611
合計	-	110,611	-	110,611

(収益に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、「クラウドソリューション事業」及び「デジタルトランスフォーメーション事業」を主な報告セグメントとして区分しております。各事業の顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：千円)		
	クラウド ソリューション 事業	デジタル トランスフォー メーション事業	合計
ZACライセンス料・保守料・SaaSその他月額サービス料	3,182,123	-	3,182,123
ZAC導入支援・カスタマイズ	873,725	-	873,725
Reforma PSA	154,570	-	154,570
他社製品 他	89,457	-	89,457
マーケティング・プロモーション	-	1,215,233	1,215,233
システム・WEBインテグレーション 他	-	869,322	869,322
運用サポート・運用事務局	-	648,723	648,723
合計	4,299,876	2,733,279	7,033,155

クラウドソリューション事業

① ZACライセンス料・保守料・SaaSその他月額サービス料は、ZACに関するソフトウェアライセンス販売、システム保守、クラウド環境提供、SaaS型契約の月額サービスを含みます。顧客が利用するうえで必要となるソフトウェアライセンス、システム保守、クラウド環境提供等サービスを組み合わせて提供することで顧客がシステム利用という便益を享受できるものであるため、これらを単一の履行

義務としております。

ソフトウェアライセンスの契約形態には、買取型契約とSaaS型契約があります。

買取型契約では、ソフトウェアライセンス料を契約当初に一括して収受し保守料等は月次で収受しますが、ソフトウェアライセンスと保守等を組み合わせて単一の履行義務として認識しており、この履行義務は顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間にわたり、時の経過につれて充足されます。顧客と締結する使用許諾契約書上、契約期間は定められていないため、顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間は、ソフトウェアライセンス及びそれに付帯するサービスの特徴（顧客の利用継続の履歴や品質等）を考慮して算定しております。具体的には、買取型契約の代金がSaaS型契約の月額料金の約30か月分に相当することに着目し、当該期間にわたり配分し、収益を認識しております。

SaaS型契約では、買取型契約のシステム保守料及びクラウド環境提供サービス料その他月額サービス料と同様、ソフトウェアライセンス料を月次で収受しております。これらの履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、役務を提供する期間にわたり月次で月額料金を収益認識しております。

- ② ZAC導入支援・カスタマイズは、ZACに関する導入支援業務、及び導入時に必要な追加開発を含みます。その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています（原価回収基準）。
- ③ Reforma PSAは、Reforma PSAの月額ライセンスの提供を含みます。ソフトウェアの利用環境の提供を履行義務としており、当該履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益認識しております。
- ④ 他社製品他は、他社製ソフトウェアの代理人としての販売を含みます。このような販売については、顧客への製品引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料としての一定の報酬対価により計上しております。

デジタルトランスフォーメーション事業

- ⑤ マーケティング・プロモーションは、顧客のマーケティング及びプロモーションのプランニング、広告出稿、調査（広告運用、代理店としての販売を含む）を含みます。顧客に付与された権利の内容に応じて、一時点において当該権利の使用権が顧客に移転するものは、当該一時点において収益を認識

し、また、一定の期間において当該権利を顧客が使用可能となるものは、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。広告運用及び代理店手数料は、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、広告運用及び代理店手数料に関する収益は、提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料としての一定の報酬対価により計上しております。

- ⑥ システム・WEBインテグレーション他は、WEBサイト構築・リニューアル、システムインテグレーターとしての受託開発及びシステム保守等を含みます。WEBサイト構築・リニューアル及び受託開発は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています（原価回収基準）。システム保守等は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。
- ⑦ 運用サポート・運用事務局は、既存WEBサイトに関する掲載情報の更新作業及び保守等を含みます。サービスの提供を顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権	
営業債権及びその他の債権	998,173
契約資産	447,407
契約負債	
顧客からの前受金	1,759,116

進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として、契約資産を認識しております。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を、契約負債として認識しております。契約負債は、当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩しています。当連結会計年度に認識された収益について、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、795,906千円であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、個別の予想契約期間が1年以内と見込まれる取引は、実務上の便法を使用しているため記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

	(単位：千円)
1年以内	1,018,404
1年超	740,711
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	<u>1,759,116</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	550円91銭
基本的1株当たり当期利益	113円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,335,915	流動負債	2,855,937
現金及び預金	8,778,972	買掛金	344,315
売掛金	731,718	未払金	136,715
契約資産	452,841	未払費用	196,284
貯蔵品	5,982	未払法人税等	254,400
前渡金	1,100	契約負債	1,758,947
前払費用	45,215	預り金	32,942
関係会社短期貸付金	42,000	受注損失引当金	248
その他	278,220	製品保証引当金	3,074
貸倒引当金	△135	株主優待引当金	24,415
		その他	104,593
固定資産	1,143,605	固定負債	105,676
有形固定資産	326,392	資産除去債務	105,676
建物	219,107		
工具、器具及び備品	474,558		
減価償却累計額	△367,273		
無形固定資産	91,328	負債合計	2,961,614
特許権	451	(純資産の部)	
商標権	190	株主資本	8,517,906
ソフトウェア	89,002	資本金	1,193,528
ソフトウェア仮勘定	1,673	資本剰余金	1,103,528
その他	9	資本準備金	1,103,528
投資その他の資産	725,884	利益剰余金	6,325,927
関係会社株式	54,788	その他利益剰余金	6,325,927
関係会社出資金	15,747	繰越利益剰余金	6,325,927
破産更生債権等	915	自己株式	△105,079
長期前払費用	33,427		
繰延税金資産	532,062		
その他	89,858		
貸倒引当金	△915		
資産合計	11,479,520	純資産合計	8,517,906
		負債・純資産合計	11,479,520

損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,708,823
売上原価		2,434,761
売上総利益		4,274,062
販売費及び一般管理費		1,846,377
営業利益		2,427,685
営業外収益		
受取利息及び配当金	267,874	
為替差益	48,688	
その他	37,538	354,102
営業外費用		
和解金	45,000	
その他	3,832	48,832
経常利益		2,732,954
税引前当期純利益		2,732,954
法人税、住民税及び事業税	638,507	
法人税等調整額	124,083	762,591
当期純利益		1,970,363

株主資本等変動計算書
(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2023年1月1日残高	1,193,528	1,103,528	1,103,528	4,690,711	4,690,711
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	△322,343	△322,343
当期純利益	－	－	－	1,970,363	1,970,363
自己株式の処分	－	－	－	△12,804	△12,804
事業年度中の変動額合計	－	－	－	1,635,216	1,635,216
2023年12月31日残高	1,193,528	1,103,528	1,103,528	6,325,927	6,325,927

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2023年1月1日残高	△136,377	6,851,391	6,851,391
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	△322,343	△322,343
当期純利益	－	1,970,363	1,970,363
自己株式の処分	31,298	18,493	18,493
事業年度中の変動額合計	31,298	1,666,514	1,666,514
2023年12月31日残高	△105,079	8,517,906	8,517,906

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 …………… 8～18年

工具、器具及び備品 …………… 3～10年

(2) 無形固定資産

①商標権 …………… 定額法を採用し、10年で償却しております。

②特許権 …………… 定額法を採用し、8年で償却しております。

③市場販売目的の
ソフトウェア …………… 見込販売可能期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

④自社利用目的の
ソフトウェア …………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金 …………… ソフトウェアに係る一定期間の製品保証の費用に備えるため、報告期間の末日現在で将来の費用の発生が見込まれ、かつ、当該費用を信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる費用額を認識しております。

(4) 株主優待引当金 …………… 株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、株主優待制度に基づき、将来見込まれる額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

当社では、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

サービスの種類ごとの履行義務及び収益認識の方法については（収益に関する注記）に記載しております。

(2) 収益の表示方法

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としております。

当社が本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定に当たっては、次の指標を考慮しております。

- ・顧客に対する物品若しくは役務の提供又は注文の履行について、第一義的な責任を有しているか
- ・顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に在庫リスクを負っているか
- ・直接的又は間接的に価格を決定する権利を有しているか

当社が取引の当事者であると判断した場合には、収益を総額で、代理人であると判断した場合には、収益を純額で表示しております。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、独立掲記していた「雑損失」、「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

また、「流動負債」の「その他」に含めていた「製品保証引当金」は、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

クラウドERPの買取型契約の使用許諾料に係る売上高の配分期間の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

クラウドERPの買取型契約のソフトウェアライセンス料に係る売上高 801,146千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載している事項と同一であります。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における総原価の見積り

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
進捗度に基づき収益を認識した金額 764,405千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載している事項と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	16,625千円
短期金銭債務	84,955千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	800千円
仕 入 高	791,435千円
営業取引以外の取引高	237,646千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	30,282株
---------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、契約負債、関係会社株式評価損等であります。

(収益に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益に関する注記）1. 収益の分解」に同一の内容を記載しておりますため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 528円20銭

1株当たり当期純利益 122円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社オロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桑 本 義 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎
業務執行社員

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オロの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社オロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「会計監査人の状況」に含まれる(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社オロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桑 本 義 孝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎
業 務 執 行 社 員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オロの2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、往査の実施や取締役等と意思疎通、情報の交換及び認識の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

株式会社オコ 監査等委員会

常勤監査等委員	前 田 洋 一	㊟
監査等委員	鈴 木 誠 一	㊟
監査等委員	廣 岡 稜	㊟
監査等委員	今 村 由 幾	㊟

(注) 監査等委員 前田洋一、鈴木誠一、廣岡稜、及び今村由幾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上